

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	森林法関連事務事業			事業コード	0671
所属コード	142000	課等名	農林部 林政課	係名	林政係
課長名	高橋 山雄	担当者名	山口 翔	内線番号	6054
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 1 目 総務事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰越	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 平成 11 年度
根拠法令等	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づく市への伐採届の審査と、現地指導、並びに県所管の事務である林地開発許可に関連する業務を行うことにより、森林の適正な利用に努める。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

森林法による。なお、平成 10 年度までは伐採届の事務は振興局（県）が主管していた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

地球規模での環境の保全、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策の観点から、「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」が平成 18 年 2 月に林野庁によって定められた。このことにより、伐採届の確実な提出や適合通知の確実な運用が求められている。また、伐採後の造林が適正に行われるよう届出の様式が平成 20 年度に改正されている。更に、平成 23 年度の森林法の改正により、届出の様式が改正された。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

民有林

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み

A 民有林面積	ha	48,336	48,336	48,336	48,336	48,336
B						
C						

(3) 24年度に実施した主な活動・手順

伐採届出：審査し、森林整備計画に合致するものは適合通知を出し、適合しない場合は指導または受理のみ。また、林地開発許可の適用除外となる小規模な開発行為に係る立木の伐採について証明を行う。

林地開発：許可権者である振興局とともに現地調査を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 伐採届出の審査件数（林業分）	件	62	77	77	71	71
B 林地開発指導件数	件	3	1	1	0	0
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

若齡林の伐採の抑制、適正な伐採。森林の乱開発の防止を図り、適正なる林業振興を図る。なお、本事業は林業振興に位置付けられているが、環境保全の要素も大きい。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 伐採届出件数（林業分）	■上げる □下げる □維持	件	62	77	77	71	71
B 林地開発指導件数	□上げる □下げる ■維持	件	3	1	1	0	0
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22年度実績	23年度実績	24年度計画	24年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0

人件費	⑥延べ業務時間数	時間	425	470	400	405
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,700	1,880	1,400	1,620
計	トータルコスト A+B	千円	1,700	1,880	1,400	1,620
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

適正な伐採や開発指導が林業振興に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

森林法第10条に規定されており、廃止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

関係者への周知徹底をはかり、林地パトロールを増やす。

(3) 公公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

受付件数にもよるが、事務の効率化を図ることによって業務時間数を減らせる可能性はある。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

森林法に基づく事務であるが、より有効的に指導できるよう検討する必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

伐採の届出制度が現在も周知されていない面があるので、広報・PR活動に力を入れる。林地開発に係る業者とのトラブルについては、関係部署と連携して、関係法令に基づく業者への指導を行う。

5 課長意見

(1) 今後の方針性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

林地開発は現在、件数が少なく大きな事案はないが、かつて大騒ぎした下米内の違法林地開発地については、いま少し注視する必要がある。

伐採届けは、現在、届出に時間を要しているので、届出者に位置図を渡しておくななど、届出者にも努力をしてもらい、届出事務の短縮化を図る必要がある。